

## 問寒別地区「おひさま子育て会」 平成27年度優れた「地域による学校支援活動」文部科学大臣表彰 受賞

問寒別地区の「おひさま子育て会」放課後子ども教室が、平成27年度優れた「地域による学校支援活動」の文部科学大臣表彰を受賞し、宗谷教育局長より授与されました。

この賞は、平成15年度に創設されたもので、「おひさま子育て会」の週1回定期的に活動を継続していることが、「学校支援活動の活発さ、継続性」の観点から優れており、活動面においても、小学生だけではなく、保育所と連携し乳幼児や保護者の交流の場となっているほか、中学校と連携し中学生がボランティアとして参加していることが、「組織・運営面」、「学校関係者との連携協力」の観点から優れていると高く評価されました。

また、地域に在住の少人数の子どもたちの居場所づくりを通じて、地域の行事や青年団等と連携した取組は、「地域の独自性・創意工夫」の観点から、他の地域の模範となる大変優れた活動として認められ、その功績が表彰されました。



【伝達式】

日時：平成27年2月3日（水） 11:00  
場所：宗谷教育局 局長室

## 幌延町税条例の一部改正のお知らせ

平成27年度地方税法の一部改正に伴い、12月町議会（定例会）において幌延町税条例の一部を改正しましたので主な内容をお知らせします。

### 1. 徴収猶予制度について

地方税法には、納税者の個別的・具体的な事情に即応して地方税の徴収を緩和することを目的とする“納税の猶予”が規定されており、その内容は「徴収の猶予」、「換価の猶予」ですが、さらに今年度の税制改正によって「申請による換価の猶予」が創設されました。

このことから、町税条例に納税の猶予制度である「徴収の猶予」、「換価の猶予」及び「申請による換価の猶予」を定めるもので、徴収猶予に係る徴収金の分割納入・納付の方法、徴収猶予の申請手続及び換価の猶予の手続等を規定し、平成28年4月1日から施行されます。

### 2. マイナンバーの利用について

マイナンバー法の施行に伴い、個人に対しては個人番号が、法人に対しては法人番号が付番され、町税に関する減免申請書等に個人または法人の番号を記入する改正を行い、平成28年1月1日から施行しています。

※詳細については、会計課財政グループ税務担当にお問い合わせください（電話 5-1113・告知端末 5-8813）

## 軽自動車税の申告について

軽自動車税は、毎年4月1日に登録されている車両の所有者（または使用者）に課税されます。対象車両を新たに購入、譲渡または廃車にした場合には、下記の場所において軽自動車税の申告を行う必要があります。

現在、使用または所有をしていない車両なども、名義変更及び廃車の手続をしないまま4月1日を過ぎてしまうと翌年度以降も税金がかかりますので、忘れずに申告をしてください。

### 軽自動車税の申告窓口

車 種	申 告 場 所
原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)	幌延町役場会計課財政グループ税務担当 電話:5-1113(会計課直通)
小型特殊自動車 農耕作業用トラクター 一定規格以下のタイヤショベルなど	問寒別出張所 電話:6-5006
軽自動車 660cc以下(3輪・4輪のものなど) 125ccを超え250cc以下のバイク	旭川地区軽自動車協会 旭川市春光6条5丁目1番24号 電話:0166-53-7300
2輪の小型自動車 250ccを超えるバイク	旭川地方自家用自動車協会 旭川市春光町10番地 電話:0166-51-1221